



第39号の内容

- ▼くらしの中の身近な危険に気をつけましょう！！
 - ・電子レンジ庫内の発煙・発火にご注意
 - ・ウォーターサーバーによる乳幼児のやけど事故にご用心！
- ▼消費者学習支援
- ▼平成27年度消費生活センター講座予定
- ▼県内消費生活相談窓口一覧

くらしの中に潜む身近な危険に気をつけましょう！！

電子レンジ庫内の発煙・発火 —庫内の汚れの付着や食品の加熱しすぎに注意—

電子レンジは、一般家庭において日常的に使用されており、広く普及しています。現在では単機能電子レンジのほか、電子レンジにオーブンの機能を組み合わせたオープンレンジや過熱水蒸気を利用して加熱するものなど、様々なタイプの商品が販売されています。電子レンジの発煙や発火などの相談が寄せられています。

事件事例

- ・焼き芋をつくろうとサツマイモを皿に載せ、ラップをかけないまま700W・7分間の設定で加熱したところ、5分ほど経ったときに突然発火し、庫内から煙が出てきた。

事故防止

- ・こまめに庫内の手入れをおこない、汚れた状態で使用しないようにしましょう。電子レンジの庫内に食品カスが付着していたり汚れが蓄積したりしていると、それが原因となり、突然、発煙・発火することがあります。日ごろからこまめに手入れを行い、汚れはその都度拭き取ることが大切です。
- ・取扱説明書をよく読み、食品を加熱しすぎないように注意しましょう。食品が少量の場合や、根菜類などの水分が少なめの食品では、思ったより短時間で加熱が進み、食品の発煙・発火が起こることがあります。説明書をよく読み、分からない場合には自動での加熱を避け、短時間ずつ様子を見ながら加熱しましょう。
- ・万一、庫内で発煙・発火した時は、動作を停止させて電源プラグを抜き、扉を開けず

に煙や火が収まるのを待ちましょう。

- ・「トラブルにあった」「こわい思いをした」など実際に体験されたら、最寄りの消費生活相談窓口へ情報の提供をお願いします。

(出典：独立行政法人国民生活センター)

ウォーターサーバーによる乳幼児のやけど事故にご用心！

ウォーターサーバーは、平成 23 年度以降、いつでも熱湯、冷水を利用でき、重たい水を配達してくれる利便性から急速に普及し、平成 26 年末には普及台数が約 340 万台となっています。ウォーターサーバーは、内部に 70℃～90℃の熱湯を蓄えているものが多く、普及に伴ってやけどの事故が増加しています。その多くが乳幼児の事故です

事件事例

- ・乳幼児が、ウォーターサーバーの温水用蛇口を触っているときにチャイルドロックが解除され、熱湯が出てやけどを負った。
- ・ウォーターサーバー設置時に蛇口が十分に締められておらず、乳幼児が蛇口を触った際に蛇口全体が回り、本体から外れたため、熱湯が出てやけどを負った。
- ・ウォーターサーバーの蛇口には、レバー全体を上にも引いても熱湯が出るものがあり、乳幼児が蛇口全体を上にも上げたため、熱湯が出てやけどを負った。
- ・ウォーターサーバーのチャイルドロックを解除して使用した後に、チャイルドロックボタンが元に戻らず、乳幼児が触った際に熱湯が出てやけどを負った。

事故防止

- ・ウォーターサーバーにはやけどのリスクが存在することを理解してください。
- ・取扱説明書を十分に読み、正しい操作手順で使用してください。
- ・乳幼児をウォーターサーバーに近づけないように注意してください。
- ・チャイルドロックを解除している様子を乳幼児に見せないように注意してください。
- ・定期的に熱湯が出る蛇口の安全確認をしてください。
- ・ウォーターサーバーの更なる安全性向上に繋げるため、事故に至らなくてもヒヤリとした経験、ハットした経験がある方は、最寄りの消費生活相談窓口へ情報の提供をお願いします。

(出典：独立行政法人製品評価技術基盤機構)

◆◇トラブルにあったら・・・◇◆ まずは消費生活相談窓口へご相談ください。

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで

祝日・年末年始は除く



☆☆消費者学習支援☆☆

○出前講座

- ・ 暮らしの一日講座
地域での学習会等に講師を派遣し、消費生活に関する内容の出前講座を開催しています。
- ・ 高校生のための消費生活講演会
滋賀県消費生活センターと滋賀弁護士会の共催により、県内の消費生活相談窓口と連携して、高校生の皆さんへの消費者教育の場として講演会を開催しています。

○啓発資料・貸出物品

- ・ 啓発資料
消費生活の啓発資料として様々なチラシ・小冊子をご用意しています。個人でご利用していただくとともに、地域・学校・団体・イベントでの配布などにも、ご利用ください。
- ・ 貸出物品
ビデオ・DVD・パネル・糖度計など、消費生活の啓発物品を無料で貸し出しています。

※ 講座の申し込みや啓発資材の郵送等を希望される時は、滋賀県消費生活センターのホームページをご覧ください。

(ホームページ：<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi>)

☆☆平成27年度消費生活センター講座☆☆

日時	テーマ	講師
7月3日(金) 13:30～ 15:30	くらしの情報セミナー くらしの中の製品事故～事故から身を守るために～ 会場:滋賀県消費生活センター 研修室	独立行政法人製品評価技術基盤機構講師

☆☆平成27年度消費生活センター講座の予定☆☆

月日	テーマ	講師
7月～8月	親子くらしの体験セミナー	日程およびテーマ等については決まり次第お知らせします
10月	消費者講座	
12月	くらしの情報セミナー(2回目)	
2月	くらしの情報セミナー(3回目)	

滋賀県内消費生活相談窓口一覧



消費生活相談窓口では、納得できない請求や買物、契約のトラブル、製品事故や多重債務などのご相談をお受けします。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談窓口	住所	電話番号
滋賀県消費生活センター	彦根市元町4-1	0749-23-0999
滋賀県総合政策部県民活動生活課	大津市京町四丁目1-1	077-528-3415
大津市消費生活センター	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4F	077-528-2662
草津市消費生活センター	草津市草津三丁目13-30	077-561-2353
守山市市民協働課	守山市吉身二丁目5-22	077-582-1148
長浜市環境保全課	長浜市八幡東町632	0749-65-6567
近江八幡市消費生活センター	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5566
彦根市生活環境課	彦根市元町4-2	0749-30-6144
栗東市生活交通課	栗東市安養寺一丁目13-33	077-551-0115
甲賀市生活環境課	甲賀市水口町水口6053	0748-65-0685
湖南市住民生活相談室	湖南市中央一丁目1	0748-71-2360
野洲市市民生活相談課	野洲市小篠原2100-1	077-587-6063
東近江市消費生活センター	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5659
高島市生活相談課	高島市新旭町北畑565	0740-25-8125
米原市地域振興課	米原市下多良三丁目3	0749-52-8088
日野町住民課	蒲生郡日野町河原一丁目1	0748-52-2500
竜王町生活安全課	蒲生郡竜王町小口3	0748-58-3703
愛荘町総務課	愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-7680
豊郷町総務企画課	犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8112
甲良町住民課	犬上郡甲良町在土353-1	0749-38-5063
多賀町総務課	犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8120

消費者ホットライン(全国共通)

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ みんなを!
0 5 7 0 - 0 6 4 - 3 7 0

滋賀県消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります。

「くらしのかわら版」第39号(平成27年5月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成27年7月上旬に発行予定です。